

## 砥部町交通指導員に対する報償金支給要綱

令和2年3月31日

砥部町告示第69号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町交通指導員条例（平成17年砥部町条例第22条）第3条の規定により委嘱された交通指導員（以下「指導員」という。）の活動に要する費用を弁償するため、指導員に対し支給する報償金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 報償金の支給対象者は、当該年度に在職する指導員とする。

(報償金の額)

第3条 報償金の額は、年額58,000円とする。

2 指導員の当該年度における在職期間が、1年に満たない場合の報償金の計算方法は、次によるものとする。この場合において、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

(1) 指導員が年度の中で解嘱された場合は、その年度の始めから解嘱された日の属する月の前月までを月割計算によって算出した額と当該月の初日から解嘱された日までを日割計算によって算出した額の合計額を支給する。

(2) 指導員として月の中途から委嘱された場合は、その委嘱された日からその月の末日までを日割計算によって算出した額と翌月から年度の終わりまでを月割計算によって算出した額の合計額を支給する。

(3) 指導員として年度の中で中途から委嘱され、かつ、年度の中で解嘱された場合においては、前2号の規定にかかわらず、在職した期間に応じて月割計算及び日割計算によって算出した額を支給する。

3 前項の規定により日割計算を行う場合は、その月の日数を基礎とする。

(報償金の支給方法)

第4条 報償金は、4月1日から9月30日までの期間（以下「前期」という。）に相当する額及び10月1日から翌年3月31日までの期間（以下「後期」という。）に相当する額に分けて支給するものとする。

2 報償金の支給の時期は、前期に相当する額を10月31日までに、後期に相当する額を翌

年度の4月30日までに支給するものとする。ただし、年度途中で解嘱された場合は、その時点で支給するものとする。

3 報償金は、指導員が指定する口座に振り込むことにより支給するものとする。

4 指導員が死亡した場合は、その遺族に支給するものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 この告示において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 配偶者（届出をしていないが、指導員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で指導員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、指導員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

2 この告示の規定による報償金を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、報償金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日砥部町告示第31号）

この告示は、令和8年4月1日から施行する。